

ペルーにおける M&A 事前管理法の概要

(2021 年 8 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

リマ事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）リマ事務所が現地法律事務所 Estudio Aniya, Aróstegui, Handa, La Puente & Asociados に作成委託し、2021年7月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Estudio Aniya, Aróstegui, Handa, La Puente & Asociados は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Estudio Aniya, Aróstegui, Handa, La Puente & Asociados が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・リマ事務所
E-mail：info_lima@jetro.go.jp

JETRO

目次

1. 概論	1
2. 法令・規則の概要	1
(1) 適用範囲.....	1
(2) 管轄当局.....	1
(3) 無許可寡占の登録制限および登録禁止.....	2
(4) 企業間 M&A に関する取引.....	2
(5) 企業の寡占（企業間 M&A）の行為または取引に該当しないもの	3
(6) しきい値.....	3
(7) 企業の寡占（企業間 M&A）に関する取引において考慮すべき要素.....	4
(8) 公正競争・知的財産保護庁（INDECOP）の職権	4
(9) 審査期間（最長 175 営業日）	5
(10) 違反に対する罰則	5
(11) 行政上の違反区分	5
(12) 違反の時効.....	6
3. おわりに	6

ペルーにおける M&A 事前管理法の概要

1. 概論

- 企業間 M&A（合併・吸収・買収）や合弁事業（JV）に関する諸取引に先立つ規制を定める法律第 31112 号は、大統領令第 039 - 2021 - PCM 号による告示期間満了をもって、2021 年 6 月 14 日に施行された。
- ペルー共和国議会は、同法令の討議の際に多様な側面を考慮した。市場における企業の寡占構造が、経済の合理化や活発化によってグローバル化した経済の中で極めて重要な領域に到達している点や、企業間 M&A におけるいくつかの取引で、特定の市場における支配的地位の形成やその強化が起これば、当該市場への参入者を減らすことによって有効な競争を制限したり、市場へのアクセス障壁を生み出したり、関連市場における競争や消費者の利便性に影響を及ぼす可能性があること、さらに、これらの取引が前述した消費者の利便性において反競争的な影響を補填してしまう可能性もあるとした。
- そこで政府は、企業間 M&A に関する諸取引を審査するとともに、取引から発生し得る反競争的影響を特定するため、管轄当局（INDECOPI - 公正競争・知的財産保護庁）を通じて関与することにした。この審査は当該法令、すなわち平和的共存と全般的な幸福の実現に向け社会全体が認め尊重する諸価値が示される憲法の枠組みに従い、当局が責任をもって保障しなければならない公共の目的により庇護されるべき法的な利益として定められた競争政策の目的に合致し、市場への参入者に対し法的安全性を提供し得る、透明性や予測可能性、秘匿性の原則に基づくべき法的および経済的分野の方法論が適用される行政上の手続きを経て明示される。

2. 法令・規則の概要

(1) 適用範囲

- しきい値（予想額）に応じて、国土の全部または一部において効力をもたらし企業間 M&A（企業の寡占）に関する行為。ペルー国内で経済活動を展開する経済主体に対し直接的または間接的な関連があり、かつ国外で実施される寡占行為を含む。
- 市場で財またはサービスを提供もしくは必要とし、かつ国土の全部または一部において反競争的な効力を生じさせる、またはその可能性がある寡占行為を実施する経済主体。
- 金融・保険系企業の寡占で、前述の企業またはそれらが構成するシステムの堅牢性または安定性を損なう危険性がある場合は、ペルー銀行保険年金基金監督庁（SBS）による事前許可が必要となる。

(2) 管轄当局

公正競争・知的財産保護庁（INDECOPI）が寡占に関するすべての行為を審査する。

(3) 無許可寡占の登録制限および登録禁止

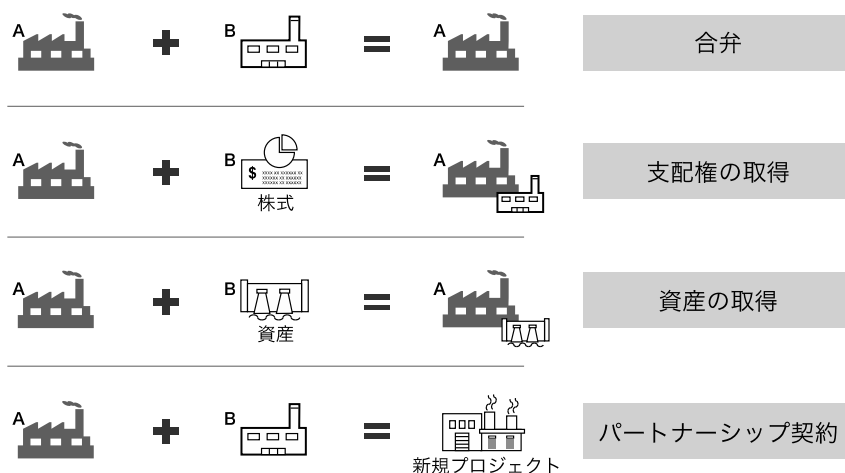
寡占（企業間 M&A）は、公正競争・知的財産保護庁（INDECOPI）が最終的にそれらを承認するまで実行に移すことができない。さらに、公証人および国家登記監督庁（SUNARP）は、通知が必要とされる寡占で許可を得ていないものの登録を禁じている。

(4) 企業間 M&A に関する取引

「企業間 M&A に関する取引」とは、企業またはその一部の支配権の移転もしくは変更を伴うすべての行為ないしは取引であり、以下のものを含む。

- 合併する事業体または合併の結果として生じる事業体の会社組織の形態にかかわらず、取引以前に独立していた二つまたはそれ以上の経済主体の合併。
- 個別または集合形態で、一つまたは複数の経済主体の全体もしくは一部を支配する権利を持つ、一つまたはそれ以上の経済主体による直接的または間接的な取得。
- 共同企業体、合弁事業（JV）、または一つもしくは複数の経済主体の上位において共同支配をもたらすその他の契約様態を有する、互いに独立した二つまたはそれ以上の経済主体による組織。この経済主体は、一つの自立した経済組織として合弁の形態で機能する。
- 手段のいかんにかかわらず、ほかの一つまたは複数の経済主体における有効な生産資産を有し、直接的または間接的に支配する経済主体による取得。

寡占行為



規則では「支配」を、一企業が直接的または間接的にその競争的戦略を特定しつつ、当該企業における諸機構の調整、協議または判断について決定的かつ継続的な影響力を行使する可能性と定義している。

(5) 企業の寡占（企業間 M&A）の行為または取引に該当しないもの

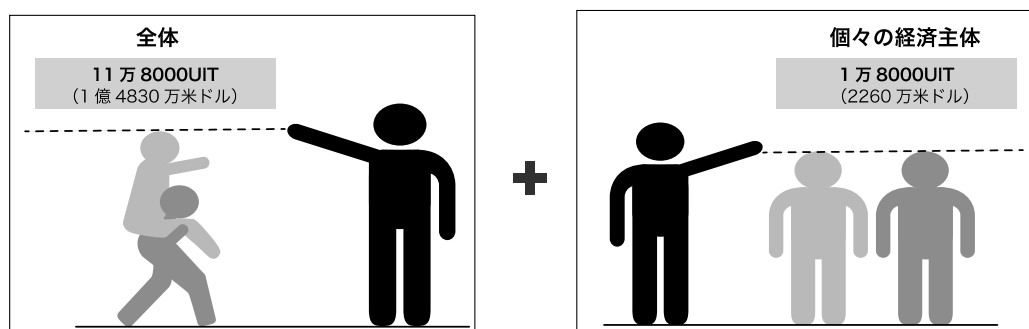
- 同一経済グループの内部で排他的に実施された取引の結果としての一経済主体の企業成長。
- 自身の投資によって、または経済主体が商取引を行う市場において直接的にも間接的にも参入しない第三者のリソースによって別個に生じる一経済主体内部の企業成長。
- 国内市場においてその一部または全体に影響が生じない一経済主体の企業成長。
- 権利の譲渡、資産整理、破産、債権者の合意、または、ほかの類似する手続きの失効もしくはは表明に関連する法令により、一時的に与えられた命令の結果として一経済主体に関し獲得される一時的な支配。
- 融資機関またはその他の金融・保険機関、もしくは通常の活動が株式の取引や売買から成る資本市場の事業体が、自身または第三者の口座を通じ、ある企業から転売目的で取得した株式または非公開株式を一時的に所有する場合は、当該企業の競争的行動を決定する目的で前述の株式または非公開株式による固有の議決権を行使しないことを条件とする。

(6) しきい値

この新制度は、併せて実証されなければならない二つのしきい値を含む。

- M&A 対象全社の年間売上高ないしは年間総所得額、またはペルー国内総株価格が 11 万 8,000UIT*1（1 億 4,830 万米ドル）以上。
- 当該 M&A 取引に関わる企業は、個々の年間売上高ないし年間所得総額、またはペルー国内総株価格が 1 万 8,000UIT（2,260 万米ドル）以上でなければならない。公正競争・知的財産保護庁（INDECOPI）は、2 年以内に同一経済主体間で実施された一連の行為または取引を専ら企業の寡占（企業間 M&A）取引とみなし、当該しきい値を超える可能性のある最新の取引が実施される前に、当該寡占に関する取引につき通知を受けなければならない。

しきい値



*1 UIT（課税単位）：2021年1月より 1UIT=4,400 ソル

(7) 企業の寡占（企業間 M&A）に関する取引において考慮すべき要素

- 当該関連市場の構造
- 当該市場における経済主体の実際のまたは潜在的な競争力
- 製品およびサービスの需要と供給の推移
- 流通およびマーチャンドライジングの母体
- 当該市場へのアクセスに対する法的またはその他（技術的要件、特定の投資、水平的または垂直的な制限）の障壁
- 当該関連企業の経済的および財政的影響力
- 支配的地位の確立または強化
- 経済的効率の創出

事前の検証手続きにおいて、企業の寡占取引により当該競争に関し重大な制約が生じる可能性があるとは判断される場合、公正競争・知的財産保護庁（INDECOPI）は以下の措置を講じることができる。

- 参加する経済主体が、当該競争に関し重大な制約となり得る影響を相殺する経済的効果の有効性を証明すれば、当該取引を許可する。
- 企業の寡占（企業間 M&A）に関する取引から生じ得る影響を、回避または緩和する目的で適用される条件の下で当該取引を認可する。前述の条件は、当該経済主体により申告される誓約に基づくことができる。
- 参加する経済主体が、当該競争に関し重大な制約となり得る影響を相殺する経済的効果の有効性を証明せず、かつ企業の寡占（企業間 M&A）に関する取引から生じ得る影響を回避または緩和する目的で適用される条件を定めることができない場合は、当該取引を許可しない。

経済的効果をもたらすための企業の寡占（企業の M&A）に関する取引の適格性の分析においては、生産性や分配の効率または革新性の効率が考慮される。経済的効果においては以下の要件を満たさなければならない。

- 当該経済主体により証明されること。
- 当該寡占に対し固有の性質を有していること。
- 特定の競争に対する制限的な影響を相殺し、かつ消費者の利便性を改善するよう方向づけられていること。
- 消費者に対し効果の及ぶ余地があること。
- 当局による検証が可能であること。

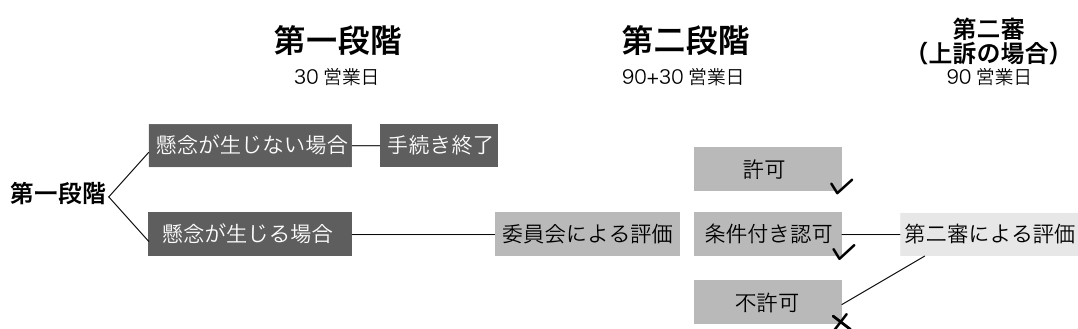
(8) 公正競争・知的財産保護庁（以下、INDECOPI）の職権

INDECOPI は、ある寡占の取引が支配的地位を生じさせるか、または当該市場における競争に影響を及ぼす可能性があると考えられるに足る兆候を特定した場合、ほかのいかなる者の要請や事前申請を必要とすることなく職権の行使ができる。

(9) 審査期間（最長 175 営業日）

- 当該審査の第一段階は申請手続きの承認から始まり、最長で 30 営業日を要する。また、INDECOPI は当該申請に関する許可の判断にあたり最長で 25 営業日を要する。
- 寡占に関する当該取引が、当該市場における競争につき生じ得る制限的影響に関して深刻な懸念を引き起こすと認められた場合は、最長 120 営業日まで継続可能な第二段階の審査を開始する。当該期限内に INDECOPI が決議を発しない場合、通知された当該寡占は自動的に許可されたものとする。
- これらの審査結果については INDECOPI の裁判所に対し上訴が可能であり、同裁判所は 90 営業日以内に判決を下さなければならない。

手続きの段階



(10) 違反に対する罰則

INDECOPI による事前の許可なく寡占に関する行為を実施する企業や、活動停止期間中に「ガン・ジャンピング（※当事会社間で禁止されている、企業間 M&A に係る手続き完了前の情報交換等の行為）」を犯した企業、または当該取引の許可にあたり強いられた条件に違反する企業は、当該違反企業または経済グループの所得総額の 12%を限度とする罰金が課せられる可能性がある。また、INDECOPI は許可されていない寡占の解消を命じることができる。

(11) 行政上の違反区分

軽微な違反

- 事前管理の手続きによる許可申請を出さないこと。
- 必要とされる情報を INDECOPI に提供しないこと。

重大な違反

- 事前管理の手続きが付される以前に企業の寡占（企業間 M&A）に関する取引を実施すること。
- INDECOPI による決定が下される前に企業の寡占（企業間 M&A）に関する取引を実施すること。

Silencio Administrativo Positivo（※期限内に回答がなければ自動的に承認とされる状態・黙示的承諾）が生じる前に企業の寡占（企業間 M&A）に関する取引を実施すること。

極めて深刻な違反

- 当該法令の適用により下された決定において定める条件、合意または取り決めの不履行、もしくはこれらに違反すること。
- 認可を拒否された企業の寡占（企業間 M&A）に関する取引を実施すること。
- 手段のいかんにかかわらず、企業の寡占（企業間 M&A）に関する取引に関連して INDECOPI が行う調査業務を妨害すること。
- 要求された情報の提供を不当に拒否すること、または不完全、不正確な情報、改ざんや欺罔（ぎもう）による情報、もしくは虚偽の情報を提供すること。

(12) 違反の時効

これらの違反については、当該違反行為の遂行に係る最新の行動が取られてから 4 年で時効となる。4 年の期限満了に伴い、当該罰則はもはやそれらの行動には及ばない。

3. おわりに

- 当新法は、支配的地位の濫用や水平的ならびに垂直的な共謀など、経済主体の行為が市場および消費者に対し反競争的で毀損的な影響を及ぼさぬよう配慮しつつ、その行動の規制に焦点をあてている。さらには、黙示的承諾を伴う事前審査による行政手続きを要す組織構造の規制となっている。
- INDECOPI は、規模の大きな企業が自身の効率のためではなく、資産の集中や企業の合併、とりわけ当該市場に負のインパクトをもたらす可能性があるような経済的影響力の一体化を目的に支配的地位を獲得しないよう管理するため、それらの市場調査を行う。